

山梨県公報

号外第二十九号

平成十三年

六月一日

金 曜 日

目 次

平成十三年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………一

公 告

● 平成十三年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十三年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成十三年六月一日

山梨県知事 天 野 建

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	六二一〇
甲府地区土砂流出防備保安林	一七五〇
甲府地区水源かん養保安林	一三三〇
甲府地区土砂流出防備保安林	一三三〇
笛吹地区水源かん養保安林	一三三〇
笛吹地区土砂流出防備保安林	一三三〇
笛吹地区水源かん養保安林	一三三〇
笛吹地区土砂流出防備保安林	一三三〇
諏訪地区水源かん養保安林	一三三〇
諏訪地区土砂流出防備保安林	一三三〇
諏訪地区水源かん養保安林	一三三〇
諏訪地区土砂流出防備保安林	一三三〇
斐吹地区水源かん養保安林	一三三〇
斐吹地区土砂流出防備保安林	一三三〇
多摩地区水源かん養保安林	一三三〇
多摩地区土砂流出防備保安林	一三三〇
相模川上流土砂流出防備保安林	一三三〇
相模川中流土砂流出防備保安林	一三三〇
相模川下流土砂流出防備保安林	一三三〇
相模川上流土砂流出防備保安林	一三三〇
相模川中流土砂流出防備保安林	一三三〇
相模川下流土砂流出防備保安林	一三三〇

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番